

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日
に当り、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第一号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、
鳥取県行政書士会会則を次のとおり変更することについて認可したので、
行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十八条第二項の規
定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更の内容

行政書士の登録及び抹消に関する規定を新たに設けること。

鳥取県告示第二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百
十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十七年度第四次自
衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試
験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和四十八年一月一日から昭和四十八年三月三十一日まで

◇ 告 示

目 次

- 行政書士会会則の変更の認可
- 昭和四十七年度第四次自衛官の募集
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 保安林の指定
- 保安林の指定の解除（三件）
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業の認可（七件）
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業変更計画の適否の決定
- 土地の立入りの通知
- 土地の用途廃止
- 都市計画事業の認可
- 道路の位置の指定
- 古物営業法による聴聞

◇ 公安告示

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和四十七年九月二十九日 細田医院 西伯郡西伯町法勝寺

鳥取県告示第四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 医療機関名 所在地

昭和四十七年十二月十五日 細田医院 西伯郡西伯町法勝寺三九八

鳥取県告示第五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一) 保安林の所在場所

鳥取市浜坂字柳茶屋二五七の二一〇、一一五七の二一一、一一五七

の一一三

(一) 指定の目的

公衆の保健

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所

西伯郡中山町大字松河原字焼平一六一七、字中大平一六五二、大字

高橋字東大平一〇九二

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所

西伯郡大山町大字豊房字西大平二〇五五の一

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所

米子市大篠津字東五七の二三、五七の二四、字安田三八四の一三、

字戎七〇の一七、字東ノ二 七二一の二四、字高揚八五〇の二一、八

五〇の二三、八五一の八、和田字和田灘東一の四、字御崎川尻北三〇

九九の二、三〇九九の四、字東灘北三一五〇の五、字上大灘東北三一

五一の一、三一五一の一二、字上松中東三二七三の二、字下灘屋敷

東三二七四の九、字中屋敷東三四三六の一三、三四三六の一四、三四

三六の一五、字灘中屋敷三四三七の一七、三四三七の一八、字上灘屋

敷東三六一〇の一三、字二割屋敷東三六八八の一六、字下灘屋敷三二

七四の九、富益字新開一 一の一九、字新開二 二二の一、字新開

三 二四の四、二六の一七、字新開四 五〇の一、字新開五 五四

の四、五七の九、字新開六 六七の一五、字新開七 七〇の一、字

新開八 一〇〇の五、一一二の一〇、字新開九 一二八の七、字新開
 十一 一三九の一、字新開十一 一六四の一〇、二〇八の六、二二六
 の一〇、夜見字砂浜三〇八八の一九、字砂浜一 三〇九一の七、字砂
 浜二 三〇九五の一四、字砂浜三 三〇九七の一九、三〇九七の二〇、
 字砂浜四 三一〇一の一〇、三一〇一の一、字砂浜五 三一〇三の
 二三、両三柳字三右衛門道西北三〇五一の一五、字半右衛門道左右三
 〇八一の三、字代吉郎道西三〇八二の二、字御免地東三二〇四の二、
 字御免地西沖三一二四の二、字新川西三二二五の四、字幸助道左右
 三一九〇の三、字治中道左右三一九一の四、字忠次郎道西三二〇三の
 四

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五(一) 保安林の所在場所

境港市佐斐神字砂浜一 七の一四、七の一五、字砂浜二 八の一〇、
 八の一、字砂浜三 二五の一三、字砂浜四 二九の一七、小篠津字
 上灘一の一五〇、字中灘二二六の一四、字御崎灘二五七の六、二六五の

九、字下灘二八九の一〇、新屋字川向前三三四五の二五

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び
 鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、中山町役場又は大山町役場に備え
 置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定に
 より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字湊七二七の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字浜畑九四七の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二一八

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字長和瀬字宮島九二二の一、九二二の二(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、九二二の四、字下モ水無瀬九四八の二、九四九の四

二(一) 保安林として指定された目的

魚つき

三(一) 解除の理由

道路敷地及び防波堤敷地とするため

二(二) 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字長和瀬字下モ水無瀬一〇七〇の一、大字井手字海平三八五の一七(次上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的

風害の防備

(二) 解除の理由

道路敷地及び防波堤敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第十号

大鴨土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(大鴨地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき昭和四十八年一月五日認可したので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法第四十八条第八項の規定の例により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十一号

米子市安倍五六四番地大西正一郎ほか六十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(西安倍地区農道舗装)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月五日認可した

ので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十二号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(浦安地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十三号

米子市長から申請のあつた市営土地改良(奈喜良地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十四号

郡家町長から申請のあつた町営土地改良(宮谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月五日認可した

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十五号

国府町長から申請のあつた町営土地改良（荒舟地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十六号

東郷町長から申請のあつた町営土地改良（長谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十七号

昭和四十七年十二月十二日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良（穴窪地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

昭和四十七年十二月十一日付で日野町長から申請のあつた土地改良（久住地区農道整備）事業変更計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内知事に申し出ること。

鳥取県告示第十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号八千代橋架替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市秋里、松並町、商栄町及び安長地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十八年一月九日から昭和四十八年一月二十日まで

鳥取県告示第二十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年一月九日から用途廃止した。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市宗像字曲り田二二三番二地先から同市宗像字曲り田二六番二地先まで		八九・一一	水路敷

鳥取県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道（末恒処理区）

三 事業施行期間

昭和四十八年一月九日から昭和五十七年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市伏野及び三津地内

鳥取県告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年一月九日次のとおり指定したため、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市青葉町三丁目一〇三 株式会社 不動産企業 代表取締役 田中 宣二	鳥取市松並町二丁目二三八ノ五 ・二三九ノ一の一部、二四〇ノ一、二四一ノ一・二四四ノ五の一部、二四五ノ一、二五六ノ二・二八四ノ一・二八六ノ二の一部、二八六ノ三、二八六ノ四・二八六ノ八の一部、二八六ノ九、二八七ノ一・二八七ノ二・二八八ノ二・二八八ノ三・二八八ノ五の一部、二八八ノ六、二八八ノ一〇、二九〇ノ一の一	幅員 四・〇〇メートル 延長 五三七・三〇メートル メートル

- 部、四二二ノ一、四二三ノ一、四二四ノ一の一部、四三二ノ一、四三五ノ一の一部、四〇六ノ二、五〇三の一部、二四二ノ一・五〇三三先農道、四三二ノ一・四三三ノ二・四三三ノ三地先水路

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年一月九日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十八年一月十八日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び場所

気高郡青谷町大字蔵内一一〇の五 牧岡賢市

西伯郡大山町大字国信五五四の二 橋井 亨